

岩手

September

9

2017



『険しい溪谷(一関市)』 写真：真館弘治

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

(全国労働衛生週間スローガン)

〔目次〕

全国労働衛生週間準備月間(9月)	2
女性活躍推進法に基づくえるほし企業を認定、 業務改善助成金のご案内	3
平成28年度 個別労働紛争解決制度施行状況、 電子申請のお知らせ	4・5
平成28年分監督指導の実施状況、 フォークリフト使用事業場に対する安全パトロールを実施	6
クエスチョン(過重労働対策について)	7
メンタルヘルスとコミュニケーション [®]	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ、死亡災害速報	10・11

9月は全国労働衛生週間準備期間です。職場の環境改善、健康管理に取り組みましょう。

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

(平成29年度全国労働衛生週間スローガン)



全国労働衛生週間(10月1日から7日まで)は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第68回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

現在の労働者の健康を巡る問題を見ると、治療しながら仕事をしている方が、労働人口の3人に1人と多数を占めているなど、治療と仕事の両立が大きな課題となっているほか、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえて、今年度の全国労働衛生週間では、①「働き方改革実行計画」に基づく治療と仕事の両立支援の推進、②改正労働安全衛生法に基づくラベル表示や安全データシート(SDS)の交付といった化学物質による健康障害防止対策の徹底、③ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や過重労働対策の推進、④今年から開始した「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月~9月)の推進による職場の熱中症予防対策の重点的な周知を実施することとしています。

このような背景から、今年度は、

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間が展開されます。

本週を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

準備期間中(9月1日から9月30日まで)に各職場で実施する事項は次のとおりです。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項 イ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項 ウ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 エ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 オ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 カ 職場における受動喫煙防止対策の推進 キ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ク 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底 ケ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化 コ 作業環境管理の推進 サ 作業管理の推進 シ 健康管理の推進 ス 労働衛生教育の推進 セ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施 ソ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 タ 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、 | <ul style="list-style-type: none"> 風しん等)に関する理解と取組の促進 チ 粉じん障害防止対策の徹底 ツ 電離放射線障害防止対策の徹底 テ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底 ト 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底 ナ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進 ニ 石綿障害予防対策の徹底 ヌ 酸素欠乏症等の防止対策の推進 ネ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進 ノ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進 |
|--|---|

本週間中(10月1日から7日まで)に各職場で実施する事項は次のとおりです。

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

女性活躍推進法に基づくえるぼし企業を認定

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業について、基準を満たす項目数に応じて3段階の厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

岩手労働局内で新たに以下の企業がえるぼし認定を受けました。

[えるぼし認定企業]

イオンスーパーセンター株式会社 (認定3段階目)

—管理職に占める女性割合が高水準、キャリアアップ制度^(※)・働き方改革の取組を実施—



評価項目の主な達成状況等

- 管理職（課長職以上）に占める女性割合22.4%
(卸売・小売業平均値5.1%)
- 女性労働者のキャリアアップ状況（過去3年間）
 - ・女性の非正規社員から正社員への転換：4名
 - ・非正規社員（短時間）から非正規社員（フルタイム）への転換：22名
 - ・おおむね30歳以上の女性を正社員として採用：1名
- 労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計の平均が、直近の事業年度の各月ごとにすべて45時間未満

※キャリアアップ制度…非正規社員の登用制度と正社員が一定期間転勤が免除される制度

問合せ先 岩手労働局雇用環境・均等室
電話 019-604-3010

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されました。

制度の拡充

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※1) (労働者数が企業全体で30人以下の企業は3/4 ^(※1)) (※1) 生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場

＜ご留意いただきたい事項＞

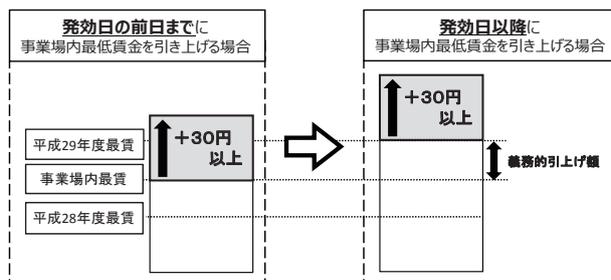
- ①過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ②「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

支給の要件

- ①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、岩手労働局長に交付申請後に賃金引上げを行うこと。
※引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
 - ②岩手労働局長の交付決定後に生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- (最低賃金の改定が決定した場合)**
- ③事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにを行うこと。
賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、別添リーフレットで示された額以上の引上げを行うこと。

※最低賃金の改定が決定した場合、例年10月上旬頃改定発効しています。
※平成29年度最低賃金が事業場内最低賃金よりも引き上げられた場合、発効日以降義務的引上げ額が発生します。



※事業場内最低賃金の引き上げ額が30円以上の場合

※申請受け付け締め切りは平成30年1月31日です。

お問い合わせ先	岩手県最低賃金総合相談支援センター 電話 0120-198077 住所 盛岡市山王町1-1(岩手県社会保険労務士会内)	申請先	【担当部署】岩手労働局雇用環境・均等室 電話019-604-3010 住所 盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階
---------	--	-----	--

平成28年度

個別労働紛争解決制度施行状況

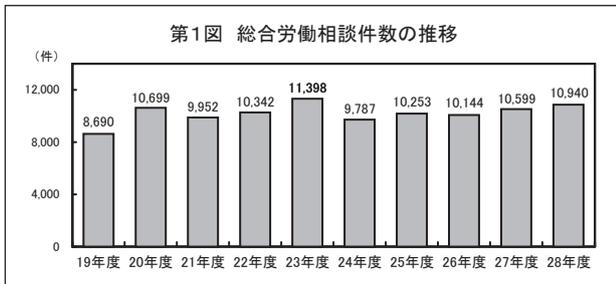
岩手労働局

岩手労働局では、解雇や職場における「いじめ・嫌がらせ」をはじめとする個々の労働者と事業主との間の紛争を解決するため、労働局及び各労働基準監督署内に合計8箇所の総合労働相談コーナーを設置して「個別労働紛争解決制度」を運用していますが、平成28年度の状況を取りまとめましたので公表します。

I 相談の状況について

1 総合労働相談件数<増加傾向が続く>

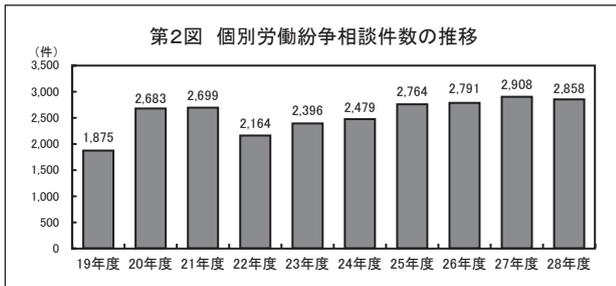
総合労働相談件数は10,940件で前年度(10,599件)と比べて3.2%増加し、増加の傾向が続いている(第1図)。



2 個別労働紛争に関する相談件数と内容

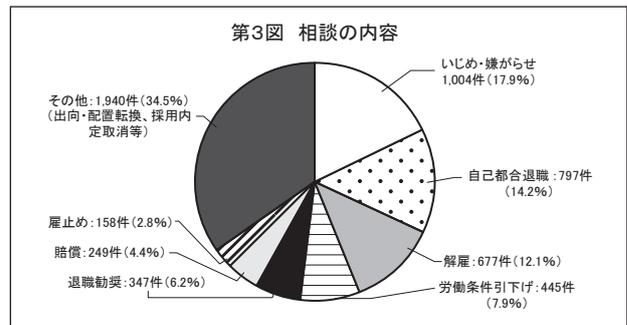
(1) 相談件数<2,800件前後で高止まり>

個別労働紛争に関する相談件数は2,858件で、前年度(2,908件)と比べて1.7%減少し、平成25年度から高止まりの傾向である(第2図)。



(2) 相談の内容<「いじめ・嫌がらせ」が最も多くおよそ2割を占める>

「いじめ・嫌がらせ」が1,004件(17.9%)で最多、次いで「自己都合退職」が797件(14.2%)、「解雇」が677件(12.1%)、「労働条件引下げ」が445件(7.9%)となり、これらの相談で5割以上を占めた。(第3図)。



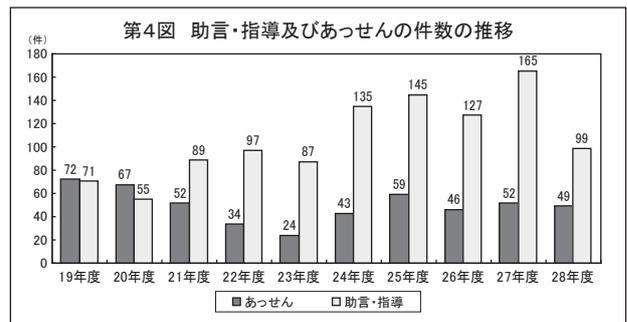
(注) 1件の相談で複数の内容があった場合は重複計上しており、各内容の総計は相談件数とは一致しない。

II 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況について

1 件数の推移<件数はいずれも減少し、助言・指導は大幅な減少>

助言・指導の申出件数は99件で、前年度(165件)比で40.0%減少し、昨年度までの増加傾向から一転して大幅な減少となった。

また、あっせんの申請件数は49件で、前年度(52件)比で5.8%減少した(第4図)。



電子申請を利用すれば★土日を含めて24時間！労働保険関係等の手続きができます。★会社や自宅から！

電子申請なら他にもこんなメリットが！

入力ミスや記入漏れをチェックしてくれる！

移動費用や人件費等のコストが削減される！

労働局、監督署、安定所等での待ち時間がなくなる！

申請・届出の用紙が不要になる！

労働局、監督署、安定所等のそれぞれに来庁する必要がなくなる！

事業主の皆様には、以下のような届出を都度、提出していただいておりますが、上記のようなメリットを享受してみませんか？

○ 特に提出頻度が高い届出等

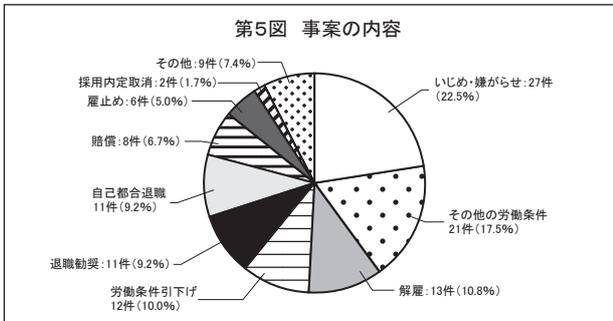
労働保険年度更新申告書、労働保険関係成立届、労働保険名称、所在地等変更届、労働保険一括有期事業開始届、労働保険一括有期事業報告書、労働保険料等還付請求書その他、雇用保険関係手続(資格取得届、喪失届等) など

まずは、利用前の準備をしましょう！

- ① マイナンバーカードとカードリーダーを入手してください！(または認証局から電子証明書を入手してください)

2 助言・指導

(1) 事案の内容<「いじめ・嫌がらせ」が5年連続で最多>
 助言・指導の事案の内容は、「いじめ・嫌がらせ」が27件(22.5%)で5年連続で最多、次いで「その他の労働条件」が21件(17.5%)、「解雇」が13件(10.8%)、「労働条件引下げ」が12件(10.0%)となっている(第5図)。

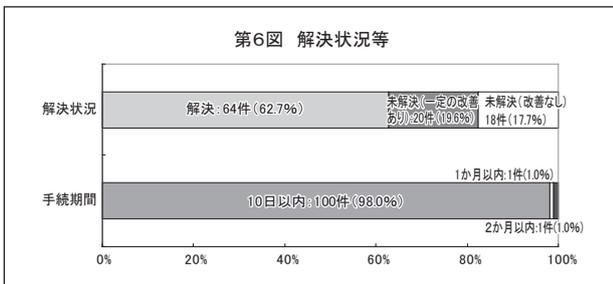


(注) 1件の事案で複数の内容の場合は重複計上しており、各項目の総計は助言・指導件数とは一致しない。

(2) 解決状況等<約6割が解決し、手続はほとんどが10日以内に終了>

平成28年度中に手続を終了した助言・指導件数は102件で、そのうち64件が解決し、解決率が62.7%(前年度73.8%)となった。

また、100件(98.0%)が10日以内に全ての手続が終了している(第6図)。

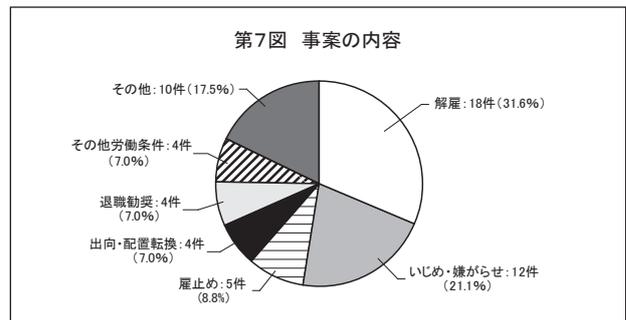


3 あっせん

(1) 事案の内容<「解雇」が「いじめ・嫌がらせ」を超えて最多>

あっせんの内容は、「解雇」が18件(31.6%)で最

も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」が12件(21.1%)、次いで「雇止め」が5件(8.8%)となり、これらの合計で全体の6割以上を占めた(第7図)。

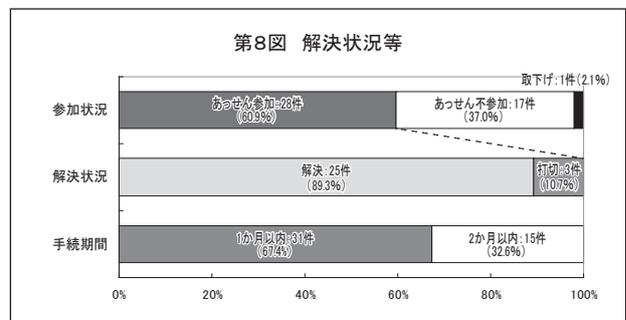


(注) 1件の事案で複数の内容の場合は重複計上しており、各内容の総計はあっせん件数とは一致しない。

(2) 平成28年度の解決状況、処理日数<あっせん参加率は60.9%、そのうち89.3%が合意解決、すべて2か月以内に手続終了>

平成28年度中にあっせんの手続を終了したものは46件で、うち申請の取下げが1件あった。また、被申請人が参加したあっせん成立率(参加率)は60.9%(28件)、あっせんにより解決した率は89.3%(25件)であった。

なお、1か月以内に67.4%の手続が終了し、「簡易・迅速・無料」という制度の特徴が活かされた結果となっている(第8図)。



※ カードリーダーは家電量販店やインターネットサイト等で販売しており、購入費用は、数千円程度です。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

② パソコンが電子申請(e-Gov(電子政府)の電子申請システム)に対応できるか確認してください!

準備ができれば、申請しましょう!

③ e-Gov(電子政府)のHPにアクセスし、申請したい様式を検索し、画面上で作成してください!

④ そのままe-Gov(電子政府)HPから電子申請してください!

- ★ 市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、更に以下のメリットがあります。
 - ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できる!
 - ・当該データを利用すれば、ワンクリックで様式が自動作成されるので、あとはそれを送信するだけ!

分からないことがあれば、気軽にご相談ください!

○パソコンの環境設定など、申請前までの操作方法の問い合わせ
 e-Gov(電子政府)

TEL:050-3786-2225

○労働保険等の申請をする時の操作方法の問い合わせ
 岩手労働局労働保険徴収室

TEL:019-604-3003

○以下のe-Gov(電子政府)HPや厚生労働省本省のHPでも電子申請の方法等について、ご紹介しています。

e-Gov

<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

(平成28年分)

監督指導の実施状況

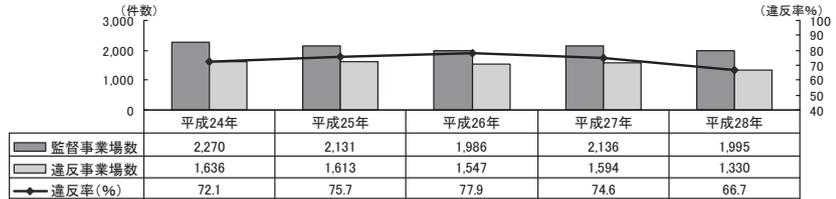
監督指導を実施した2/3の事業場で法令違反

岩手労働局
労働基準部
監督課

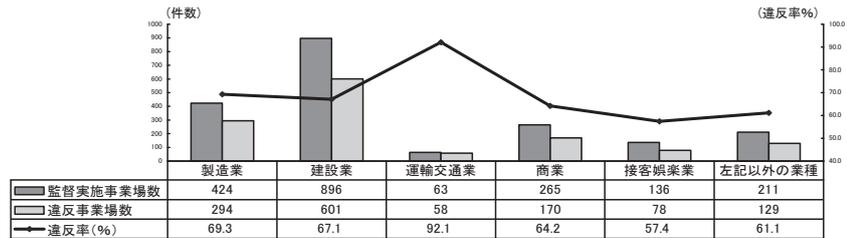
平成28年に県内7労働基準監督署が実施した定期監督等監督指導結果は以下のとおりでした。

1 監督指導の実施状況

(1) 労働基準関係法令違反が認められた事業場数の推移 (過去5年)

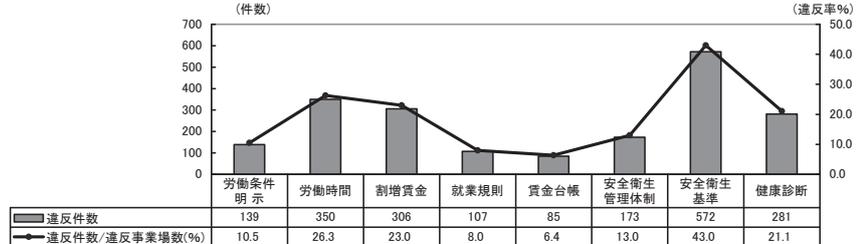


(2) 主要な監督実施事業場数、違反事業場数、違反率 (業種別)



2 平成28年における定期監督等の主要な法令違反の状況

(1) 主要な項目別違反状況



岩手労働局では、平成29年度における労働基準監督行政 (以下「監督行政」という。) の重点課題として、①東日本大震災に関連する建設工事現場における安全衛生及び一般労働条件対策、②長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、③管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止、④化学物質による健康障害防止対策、⑤法定労働条件の履行確保とし、これらに係る対策を積極的に推進することにより、労働者の法定労働条件の履行確保及び安全と健康の確保を図ることとしています。



岩手労働局では、フォークリフトを使用してトラックへ荷物の積み降ろしを行う事業場において労働災害防止の取組を促進させるため、平成29年7月7日に岩手労働局長：久古谷 敏行 (上写真 右から2人目) 及び岩手地方労働審議会労働災害防止部会 (部会長：大塚 尚寛岩手大学理工学部教授) (上写真 右から3人目) の委員により、フォークリフト使用事業場 (陸上貨物運送事業場) に対する安全パトロールを行いました。

フォークリフト使用事業場に対する安全パトロールを実施

- ◆ 岩手地方労働審議会労働災害防止部会は公・労・使の委員により構成され、岩手の労働行政の運営のうち労働者の健康と安全について審議し、行政に対し意見具申するものです。
- ◆ フォークリフト関連の労働災害として最近の3年間 (平成26年～平成28年) で、死亡災害1件、休業4日以上災害が44件発生しています。



過重労働対策について

Q 当社は、労働基準監督署から、月80時間を超える長時間・過重な労働を労働者に行わせているので、長時間・過重な労働による健康障害防止対策を実施するようにとの改善を指導されましたが、具体的にはどのような対応を行う必要があるのでしょうか。

A 過重労働対策のポイントは以下のとおりです。

- 1 経営者・管理者・労務担当者の意識変革**
 - ・労働者の健康確保を重視するという事業場トップの方針、決意を労働者に周知する
- 2 過重労働対策推進計画の策定**
 - ・PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルの活用（年間計画の策定）
 - ・推進体制づくり（管理監督者、衛生管理者・衛生推進者、人事労務担当者、産業保健担当者等）
 - ・勤務状況の把握（労働時間の適正な把握）
- 3 時間外労働・休日労働の削減**
 - ・36協定を限度基準等に適合したものにする（36協定の適正な締結、周知、遵守）
 - ・年次有給休暇の取得を促進する
 - ・各部門・担当者が役割を理解し連携して対応する
- 4 健康管理体制の整備、健康診断の実施**
 - ・産業医、衛生管理者の選任、職務の確実な実施
 - ・衛生委員会等の設置、定期的な開催、調査審議事項の充足
 - ・健康診断の実施、二次健康診断給付の活用、健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施
- 5 長時間労働者に対する面接指導の実施**
 - ・100時間超過、80時間超過、事業場において基準（45時間超等）
 - ・時間外労働時間数・休日労働時間数の算定、申し出手続きの周知
 - ・医師からの意見聴取、面接指導結果の記録、事後措置の実施
- 6 メンタルヘルス対策、パワハラ防止対策の推進**
 - ・ストレスチェックの実施（平成27年12月実施義務化、労働者50人未満は努力義務）
 - ・パワハラ防止に向け事業場トップの方針表明、パワハラ防止規定の制定、社内教育
 - ・産業保健総合支援センターの活用
ホームページ <https://www.johas.go.jp/Default.aspx?TabId=578>

詳しくは厚生労働省ホームページ【<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html>】をご覧ください。

- ・労働者の健康を守るために「過重労働による健康障害防止対策」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/101004-8.pdf>
- ・労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-06.pdf>
- ・職場における心の健康づくり
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000153859.pdf>
- ・ストレスチェック制度導入ガイド
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150709-1.pdf>
- ・パワーハラスメント対策導入マニュアル
<https://no-pawahara.mhlw.go.jp/jinji/download/>

メンタルヘルスと コミュニケーション

⑱ ～たかが雑談、されど雑談～

今松明子

先日、バスで沿岸に出かける用事がありました。平日の比較的早い時間帯だったせいか乗客はさほど多くなかったのですが、大半がビジネスマン風でした。後ろのほうの席には若い女性と大ベテランと思われる女性が並んで座っており、その前が空席でしたので私はそこに座りました。

聞き耳を立てていたわけでもないのですが、二人の会話が聞こえてきます。ベテランの女性は若い女性に一生懸命声をかけています。それに対して若い女性はきちんと返事はするのですが、それでおしまい。ポツン、ポツンと会話が途切れるのです。

「ねえ、〇〇さん、仕事終わった後は何してるの?」「何もしてないです。」「あっそう。」「沈黙。その後しばらくして、「ねえ、〇〇さん、趣味はなあに?」「何もないです。」「あっそうなの。」「また沈黙。その後しばらくして、「ねえ、〇〇さん、このあいだの休みはどこかに行ってきた?」「いいえ。」「へえ、そうなんだ。」「ずっとこんな感じです。つまり、会話がまったく続かないのです。雑談にもならない感じです。ベテランさんは当然、困っていたはず。「どうしよう、次は何を聞こう。」「というように心の中で逡巡していたのではないのでしょうか。段々に一生懸命話しかけているベテランさんが可哀想になってくるほどでしたが、約2時間こんな会話を聞いているうちに目的地に着いてしまいました。下車の時に二人のお顔を見てしまいました。どちらも人が良さそうでおとなしそうな感じの方とお見受けしました。

質問に答える若い方は正直に答えていたのだと思いますが、ベテランさんも、その後どうしてつないでいったらいいか、どのように展開させていけばいいか解らなかつたのだらうと思います。だから都度会話が止まってしまうのでした。みなさんならどのような会話をするでしょうか? 面倒だからしゃべらないという人も

いると思いますが、雑談に花を咲かせるというほどでなくても、会話を続けるためにどんな工夫をしていけばいいでしょうか。

例えば、「ねえ、〇〇さん、仕事終わった後は何しているの?」「何もしてないです。」「という答えの後に、「あっそうなんだね。じゃあTV見ていたりする?」というふうにもう一つ関連の質問をしてみるのはどうでしょう?「ええ、見ます。」「という素っ気ない返事が返ってきたとしても、「どんな番組をよく見るの?」というように続けていくことができますね。ちょっと続けるだけで、どんな言葉なら相手が返答しやすいのかということを感じるができるかもしれませんし、相手がどんなところに興味を持っているかが見えてくるかもしれません。つまり、言葉のつながりに関連する質問を使っていくということです。それによって話しに拡がりが出ていくことがわかります。

声をかけられる側に立った時も同様です。「ねえ、〇〇さん、趣味はなあに?」と問われ、正直に趣味はないので、「何もないです。」「という答えになっているのですが、こっちからも質問を加えるのです。「私は無趣味ですが、あなたの趣味はなんですか?」これで会話が成り立ちますね。

簡単そうな感じがすると思っただ方も、難しそうと思っただ方もいらっしゃると思いますが、どちらの立場になったときも意識して繰り返しやってみてください。これが雑談を続けるコツです。徐々に慣れてきてとっさの時もうまくいくようにできるようになるはず。こういった返事ができあがれば、会話が盛り上がる可能性も出てきます。会話のキャッチボールができるようになり雑談がうまくいくと思います。そして、そこまで行けたら、「私は～。」というように自分のことを話してみてください。親近感をもってくれるキッカケになるはず。もちろん、延々と自分のことばかり話されるのはNGですね。真逆な感情が生まれてしまうこともあるので要注意です。

上手に雑談ができると、できないとでは相手との関係性にも影響がでるのは事実です。ぜひ、コツを習得してください。(つづく)



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

7月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
釜石	(株)和田商店	釜石市
花巻	八幡自動車(株)	北上市
大船渡	ネクストハウス	大船渡市

支部名	事業所名	所在地
二戸	(株)新道建設	久慈市
二戸	(株)久慈平岳牧場	洋野町
二戸	(社福)旭町福祉会くじあさひ認定こども園	久慈市

6月末会員数	5,081	7月加入	6	7月退会	9	7月末会員数	5,078
--------	-------	------	---	------	---	--------	-------

第1回通常理事会 (5月)

当協会第1回通常理事会は、5月18日(木)10:30~12:00「ホテル東日本」の『鳳凰の間』において開催され、来賓に岩手労働局から久古谷局長・石田労働基準部長、宮崎監督課長をお迎えし、代表して久古谷局長から「災害防止にこれまで以上の努力を要請したい」との挨拶を受けた後、議案を満場一致で承認しました。

定時評議員会 (6月)

当協会の平成28年度定時評議員会は、6月12日(月)15:30~16:50「ホテル東日本」の『青雲の間』において開催され、冒頭、「働き方改革」及び「夏的生活スタイル変革(ゆう活)」に関する要請書を岩手労働局石田労働基準部長から九萬原会長に手交されました。来賓に岩手労働局から久古谷局長・石田労働基準部長、宮崎監督課長をお迎えし、代表して久古谷局長から働き方改革やゆう活に関する挨拶を受けた後、議案を満場一致で承認しました。

産業安全衛生大会 岩手県 2017

大会式典

事例発表

岩手大崎電気株式会社

併設イベント

12:00 開場<小ホール>
ミドリ十字展
パネル展

特別講演



「プロジェクトX」他
数々の番組を担当

国井 雅比古氏
(元NHKアナウンサー)

〈演題〉

小さな旅して
~人との出会いと発見~

平成29年 **9月27日(水)** 開場12:00 開会13:30
都南文化会館キャラホール 盛岡市永井24-10-1

※詳しくは当協会HPをご覧ください

第76回 全国産業安全衛生大会

開催期間

平成29年 **11月8日(水) → 11月10日(金)**

会場

総合集会 **11月8日**
ワールド記念ホール
分科会 **11月9日・10日**
神戸国際展示場、神戸国際会議場ほか

特別講演

(総合集会)



網膜再生医療の開発

理化学研究所 多細胞システム形成研究センター
網膜再生医療研究開発プロジェクト

プロジェクトリーダー **高橋 政代氏**

同時開催

緑十字展2017
会場：神戸国際展示場

講習会のお知らせ 29年10月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	11/27(月)～28(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,800	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11/7(火)～9(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	16,200	2,160
		11/7(火)～8(水)・10(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	10/19(木)～20(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,800	1,944
	玉掛け技能講習	9/19(火)～21(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	22,680 (一部免除者) 20,520	1,645
		9/19(火)～20(水)・22(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		10/2(月)～4(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/16(月)～18(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		10/18(水)～20(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		11/7(火)～9(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		11/7(火)～8(水)・10(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
	11/27(月)～29(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部			
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	9/15(金)～18(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部	29,160	1,620
		10/2(月)～5(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		10/2(月)～5(木)	久慈市文化会館他	30	二戸支部		
		10/17(火)～20(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		10/17(火)・23(月)～25(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
	11/13(月)～16(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部			
	小型移動式クレーン運転技能講習	9/12(火)～14(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部	29,160 (一部免除者) 27,000	1,645
		9/12(火)～13(水)・15(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
10/2(月)～4(水)		岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
10/17(火)～19(木)		気仙教育会館他	30	大船渡支部			
10/17(火)～18(水)・20(金)		気仙教育会館他	20	大船渡支部			
ガス溶接技能講習	10/13(金)～14(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	9,720	864	
	11/9(木)～10(金)	気仙教育会館他	40	大船渡支部			
	11/10(金)～11(土)	一関職業訓練協会	40	一関支部			
高所作業車運転技能講習	10/23(月)～24(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部	34,560 (一部免除者) 31,320	1,850	
	11/14(火)～15(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	11/14(火)・16(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	11/15(水)～16(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
安全衛生推進者養成講習	10/10(火)～11(水)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640	1,404	
	11/1(水)～2(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部			
	11/16(木)～17(金)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部			
特 別 教 育	アーク溶接等の業務特別教育	9/5(火)～6(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	9,720 10,800	1,080
		11/10(金)～11(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部		
	自由研削と石の取替え等の業務特別教育	9/28(木)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	5,400 6,480	1,188
		10/7(土)	アイ・ドーム	40	一関支部		
		10/12(木)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		10/19(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	10/23(月)～24(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	13,284 14,364	1,645
		11/6(月)～7(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		11/20(月)～21(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	粉じん作業特別教育	9/13(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	4,860 5,940	648
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	11/13(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	4,860 5,940	972
	クレーン運転業務特別教育	9/26(火)～27(水)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,460 9,720	1,645
		10/13(金)～14(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
10/26(木)～27(金)		岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部			
11/15(水)～16(木)		釜石職業訓練協会	30	釜石支部			
11/17(金)～18(土)		一関職業訓練協会	20	一関支部			

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	低圧電気取扱業務特別教育(開閉器の操作)	11/29(水)	アイ・ドーム	60	一関支部	7,560 8,640	648
	産業用ロボット特別教育(教示等)	10/25(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	7,560 8,640	1,944
	巻上げ機の運転業務に係る特別教育	10/24(火)~25(水)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	11,880 15,012	1,030
その他	職長教育	9/25(月)~26(火)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	11,880 12,960	864
		10/26(木)~27(金)	アイ・ドーム	50	一関支部		
		10/30(月)~31(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		11/21(木)~22(金)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部		
職長・安全衛生責任者	11/21(火)~22(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	11,880 12,960	1,512	
職長教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/12(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	7,560 8,640	1,620	
有機溶剤作業従事者安全衛生教育	10/3(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,264 7,344	864	
化学物質のためのリスクアセスメントセミナー	9/14(木)	岩手労働基準協会研修センター	60	本部	4,860 5,940	864	
安全管理者選任時研修	9/7(木)~8(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,040 16,200	1,512	
安全管理者能力向上教育(定期)	10/30(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	6,480 7,560	2,160	
第1種衛生管理者試験準備講習	10/5(木)~6(金)及び 10/10(火)~11(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,040 16,200	6,690	
リスクアセスメント実務研修	11/14(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	本部	会員 非会員	25,710 30,860	

→ 割引サービスがご利用できますので本部へお問合せください

- ※ 11月よりテキスト改訂の際、一部料金に変更となります。
- ※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。
- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段(斜字)=会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

死亡災害速報(7月)

- 二戸署 建設業(その他の土木工事業) 男(60歳代) はさまれ、巻き込まれ
側溝配水管敷設工事において、積載型トラッククレーンでU字型溝(長さ2m、重さ350kg)2個を玉掛けし、ジブを起こしたところ、トラックが転倒。アウトリガーと荷台の間に挟れた。
- 盛岡署 建設業(鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業) 男(30歳代) 墜落、転落
3階建て建物建設工事の鉄骨建方作業中、梁から地上に(約8m)墜落した。

クイズプレゼント

平成28年度の個別労働紛争解決制度施行状況が公表されました。個別紛争に関する相談件数は2,858件で前年度(2,908件)と比べて1.7%減少したものの、平成25年度から高止まりの傾向となっています。相談の内容で「いじめ・嫌がらせ」が最多の1,004件です。では、2番目に多いのは次のどれでしょうか？

- ① 解雇
- ② 自己都合退職
- ③ 労働条件引下げ

ヒント 本誌4ページに関連記事

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成29年9月22日(金)消印有効
- 宛先 ☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 8月号の正解 ①

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報お待ちしております。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

近づいてくる人の名が出て来ない

知っている人がこちらに近づいて来る。誰だったろう？
いまさら、名前を聞く訳にもいかない。自分で自分を叱る
がどうしようもない。

(川柳原生林6月号<杜若>山田美鈴作品より)

新コーナー ご当地紹介コーナー 9月・長月



岩洞湖まつり

写真提供：岩手県観光協会

なだらかな山々に囲まれた湖畔に白樺などが群生し澄んだ湖水が周囲の風景を映し出している岩洞湖。この湖で年に1回行われる岩洞湖まつりでは、地場産品である高原野菜等の販売や短角牛試食など様々な地元の味覚が楽しめます。また、手打ちそば、ボート周遊体験、親子溪流釣り大会や丸太切り大会など親子で参加できるイベントもあり、行楽の秋を満喫する家族連れなどで賑わいます。

開催日 9月16日予定 10:00~15:00
連絡先名 盛岡市玉山総合事務所産業振興課
開催地 岩洞湖家族旅行村おまつり広場
電話番号 019-683-3852

岩手の死亡災害(7月末)

製造業	1	(2)
鉱業	0	(0)
建設業	3	(6)
運輸交通業	2	(1)
林業	1	(3)
商業	0	(1)
その他	1	(1)

累計 8 (14)
()内は前年同期

編	集
後	記

この編集後記4月号で春の全国交通安全運動を取り上げました。今回は例年9月に取り組まれている「秋の全国交通安全運動」です。この運動は9月21日(木)から30日(土)までの10日間の日程で、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施されます。この運動の重点は、①子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止、②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止、③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、④飲酒運転の根絶、以上の4つの重点を柱に取り組まれます。岩手県の2月14日現在の交通

事故は425件、死者数12件と紹介しましたが、8月20日現在では、交通事故1,317件前年比△141件、死者数34件前年比△15件と交通事故件数・死者数ともに減少していますが、死者数では東北6県のなかでは岩手県が最多となっており、これをいかに減少させていくかが課題となっています。これ以上の犠牲者を出さないためにも各事業者及び各従業員とご家族の皆さんが交通事故ゼロをめざして、職場でご家庭で今回の秋の交通安全運動に際して、何を実施していくのかご議論をお願いいたします。

発行 平成29年9月1日 発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
定価 1部 100円 盛岡市北飯岡一丁目10-25
{ 会員事業所の購読料 } ☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
{ は年会費に含む } 編集・発行人 戸澤勝弘